

平成21年度 決算のお知らせ

健康保険



平成21年度 決算のあらまし

収入		科目	決算額(千円)
収入	保険料(含調整保険料)	1,559,804	
	国庫負担金収入	687	
	繰入金	210,119	
	国庫補助金収入	324	
	財政調整事業交付金	20,268	
	雑収入	74,915	
合計		1,866,117	
支出		科目	決算額(千円)
支出	事務費	19,136	
	保険給付費	968,992	
	法定給付費	936,634	
	付加給付費	32,358	
	納付金	786,260	
	前期高齢者納付金	349,729	
	後期高齢者支援金	350,180	
	病床転換支援金	285	
	退職者給付拠出金	86,046	
	老人保健拠出金	20	
	保健事業費	58,180	
	財政調整事業拠出金	25,897	
	連合会費	1,107	
その他	5,198		
合計		1,864,770	
収入支出差引額		1,347	

健康保険組合現況(年間平均)

●被保険者数	3,762人
男	3,435人
女	327人
●平均標準報酬月額	382,706円
男	397,012円
女	232,533円
●総標準賞与額(年間合計)	4,339,031千円
●平均年齢	42.00歳
男	42.40歳
女	38.50歳
●前期高齢者加入率	1.36%
●保険料率(含調整保険料率)	7.20%
事業主	4.22%
被保険者	2.98%

就退任のお知らせ

役職	就任	退任
理事長	村上 一郎(平成22年6月23日)	伊藤 隆幸(平成22年6月22日)

経常収支で2億円を超える赤字 健保財政の健全化にご協力を!

平成21年度の決算は、一般勘定では、収入総額18億6,611万7千円、支出総額18億6,477万円で、収支差引額は134万7千円となりました。年々増え続ける保険給付費や納付金に圧迫され、前年比8、446万7千円増となった支出に対し、収入の要となる保険料は前年比2億3,513万3千円減となり、経常収支差引では2億2,969万6千円の赤字決算に転じました。支出に対しての収入不足は、2億1,011万9千円の繰入金(別途積立金の取り崩し)で対応をとりましたが、低迷が続く経済情勢等を背景に、健保の財政状況は今後さらに深刻化する見込みです。

大変厳しい状況ではありますが、当健保組合では、今後も各種保健事業の推進による医療費の抑制を図り、より効率的な事業運営に努めてまいります。みなさんにおかれましては、これまで以上に健康管理に励まれ、健保財政の健全化にご協力くださいますようお願い申し上げます。

介護保険

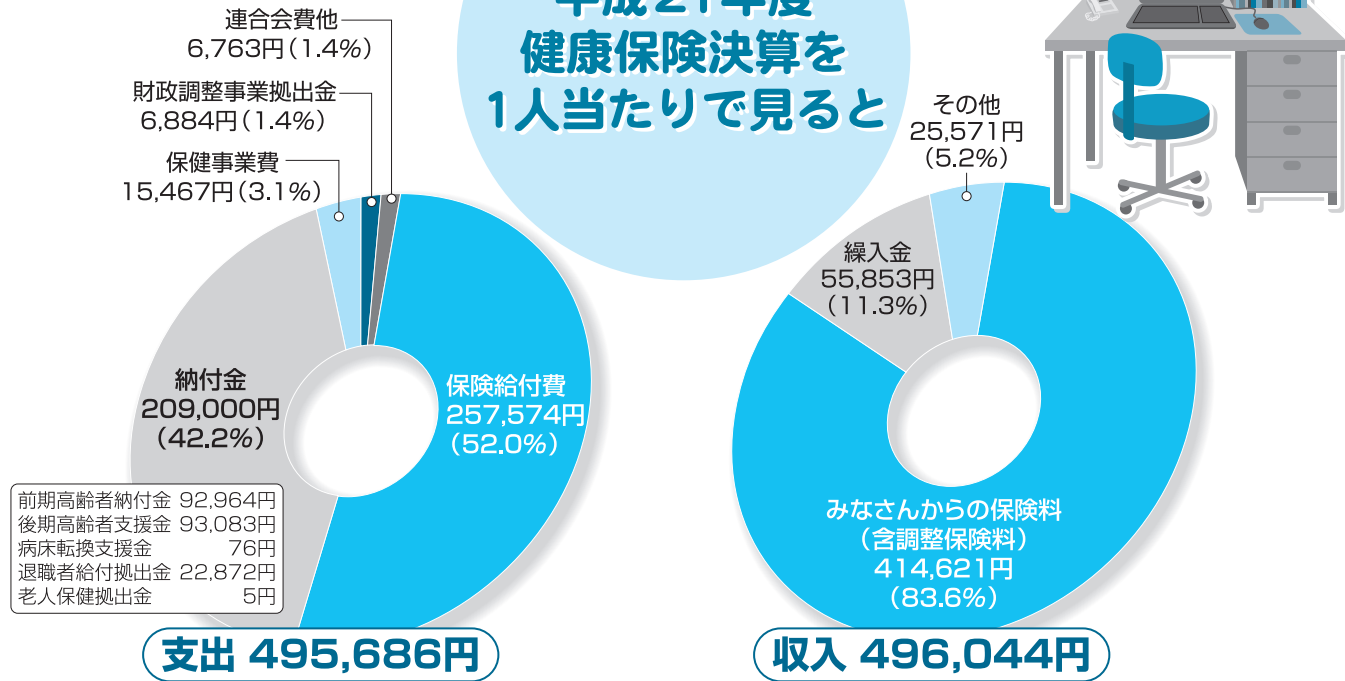
平成21年度 決算のあらまし

収入		科目	決算額(千円)
収入	介護保険収入	144,626	
	繰越金	73,963	
	雑収入	6	
合計		218,595	
支出		科目	決算額(千円)
支出	介護納付金	151,380	
	合計	151,380	

決算の基礎となった数値(年間平均)

●介護保険第2号被保険者数	3,183人
●介護保険第2号被保険者たる被保険者数	2,073人
●平均標準報酬月額	448,805円
●総標準賞与額(年間合計)	2,774,338千円
●介護保険料率	1.0%
事業主	0.5%
被保険者	0.5%

平成21年度 健康保険決算を 1人当たりで見ると



平成21年度に実施した健康づくり事業

保健指導のPR

- 機関誌「けんぽだより」配付(年4回)
- 医療給付通知書発行(毎月)
- 前期高齢者へのメッセージ(誕生日)
- 前期高齢者家族家庭訪問(随時)
- ホームページの運営(随時)
- 法改正等案内の各種パンフレット配付(随時)

特定健診・保健指導

- 特定健診(40~74歳の被扶養者と任意継続被保険者)
 - ◆トヨタ地域巡回健診(春・秋)
 - ◆日健クリニック巡回健診(冬)
 - ◆人間ドック(随時)
- 保健指導(愛知製鋼健保基準で実施)
 - 40~74歳の対象者
 - ◆被保険者/各事業所毎に保健師が実施
 - ◆被扶養者/トヨタ巡回健診および人間ドックは健診機関で特定保健指導を実施

心身の保養

- マロニエ・まつみや・はや河・ヒュッテ奥原・リゾートトラスト各施設利用補助(年間)



病気の予防

- 法定外健診(定期健診時に実施・被保険者の年齢指定者)
 - ◆心電図・血液検査 ◆眼底検査
 - ◆C型肝炎検査
- 胃検診(定期健診時に実施・30歳以上被保険者の希望者)
- 大腸がん検診(定期健診時に実施・35歳以上被保険者の希望者)
- 集団婦人健診(春・秋・30歳以上被扶養者の希望者)
- 人間ドック(随時・30歳以上被保険者と被扶養者の希望者)
- 脳ドック(随時・50歳以上被保険者と被扶養者の希望者)
- 35歳到達者セミナー(年3回・35歳の被保険者)
 - ◆被保険者の希望者と65歳以上の高齢者および小学生までの子供
- インフルエンザ予防接種(年1回)
 - ◆被保険者の希望者と65歳以上の高齢者および小学生までの子供
- 幼児歯科健診補助(随時)
- 家庭常備薬の斡旋補助(夏・冬)
- 電話健康相談(随時)

体力づくり

- 体育行事補助(随時)



健康保険「扶養調査」にご協力ください

当健保組合に加入している被保険者（ご本人）のみなさんの扶養家族（被扶養者）について調査を予定しています。この調査は、保険給付等、組合事業適正化のために必要な事務ですので、お手数をおかけしますがご協力をお願いいたします。

扶養調査対象 父母と子供（18歳以上）・兄弟

日 程 調査票を8月上旬に発送しますので、9月上旬までにご回答ください。

※父母については随時、配偶者と子供（18歳以上）・兄弟については隔年で調査を実施しています。



● 被扶養者の条件とは？ ●

- ①被保険者と被扶養者との間に生計維持関係があること
- ②被保険者と同居していること
- ③別居の場合は年収が被保険者からの援助額より少ない（年収以上の銀行等への振込み実態がある）
- ④年収が130万円未満（60歳以上または障害認定を受けている場合は180万円未満）である

【もしも、上記の条件を充たさない場合で、健康保険証を不正に利用したときは、過去にさかのぼって健保負担分の医療費を被保険者に請求することがありますので、いつも状況把握に努めてください。】

現金給付(高額療養費等)の支払い対象者確認方法について

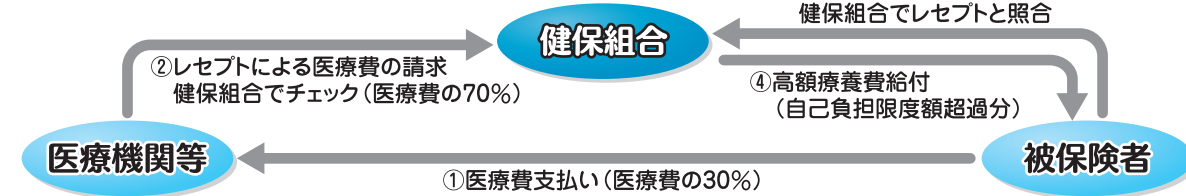
領収証のご提出を!



入院等で病院窓口での負担が高額になり、自己負担限度額より多く支払った医療費を後日健保組合から給付する高額療養費等について、手続き方法をご案内いたします。

自己負担限度額 25,000円（上位所得者 30,000円） ※上位所得者とは月収53万円以上の方をいいます。

● 現金給付(高額療養費等)支払いの流れ



医療費の支払いが自己負担限度額を超えた場合は、領収証をすみやかに健保組合に提出してください。高額療養費の給付が早くなります。

入院高額療養費の現物給付(限度額適用認定証)

入院し高額な医療費がかかった場合、事前に健保組合に「限度額適用認定申請書」を提出し、「限度額適用認定証」を受け、入院先の病院に提示すると、窓口での支払い額が高額療養費の自己負担限度額までで済むようになります。

※「限度額適用認定申請書」は当健保組合ホームページより印刷できます。

「限度額適用認定証」にて医療費の支払いをした場合には、必ず領収証を健保組合にご提出ください。また、自己負担限度額を超えた場合で、その他の給付（一部負担還元金・家族療養費付加金・合算高額療養費・合算高額療養費付加金）の対象となる場合に、該当の給付を受けることができます。

領収証のご提出がない場合、健保組合からの給付は行いませんのでご了承ください。

整骨院・接骨院の施術料金等が改定されました

平成22年6月1日から

◆打撲・捻挫の後療料(2回目以降の施術料)が引き上げられました

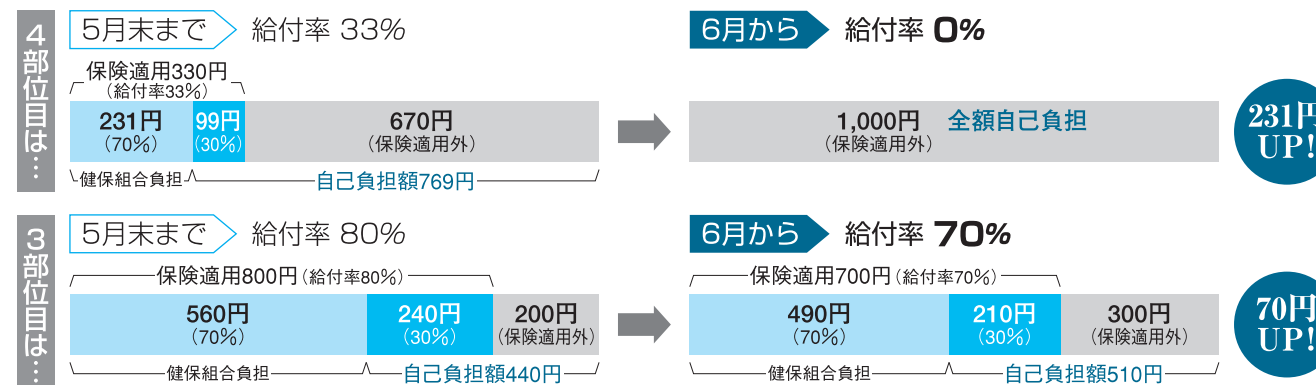
5月末まで 470円 → 6月から 500円 (30円UP!)



◆保険適用範囲が狭まりました

後療料の4部位目以降は保険適用外となり、3部位目の保険適用給付率も引き下げられ、自己負担額が増えます。

例) 総額1,000円の施術料の場合



平成22年9月1日から

◆領収証の無料発行が義務化。明細書(実費負担)は希望者に発行するよう義務化されました

愛知製鋼健康保険組合からの切実なお願い!!

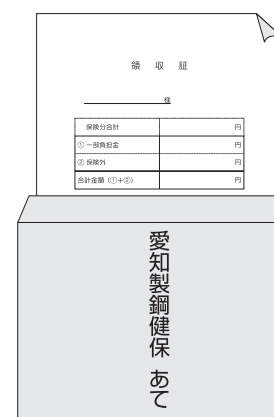
上記の通り、9月1日から整骨院・接骨院にかかった場合、領収証の発行が義務付けられました。そこで当健康保険組合では、適正な医療費の支払いを強化するために、領収証の回収を行い、これを基に整骨院・接骨院からの請求書とのチェックを行います。

つきましては、必ず領収証のご提出をお願いいたします。

【領収証の提出方法のご案内】

- ①整骨院・接骨院にかかる
- ②領収証をもらう（できれば明細書【実費負担】も）
- ③その都度、領収証原本を健保組合へ郵送または社内メール便で送付（送付の際は本誌に同封しております送付用封筒をご利用ください。封筒が不足した場合は健保組合へご連絡ください）
- ④健保組合で、整骨院・接骨院からの請求書と合わせてチェックを行います →ここで保険適用でない治療行為が発覚しましたら、健保組合から対象者の方へその金額をご請求させていただきます。

※領収証の原本が必要な場合（医療費控除など）は、後日健保組合から原本をご返却いたします。



整骨院・接骨院で健康保険が使えるのはケガの応急処置だけ!

● 応急処置とは… 急性または悪急性で外傷性の負傷(打撲・捻挫・肉離れ・骨折・ひび・脱臼)

※骨折・ひび・脱臼は、応急処置を除き、医師の同意を得る必要があります。

※通勤中や勤務中のケガについては、健康保険ではなく労災保険の適用となります。



! ケガの応急処置以外の施術にかかった費用は、全額自己負担になります。